

「週休2日」試行工事实施要領（港湾・漁港工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する港湾事業及び商工労働水産部が所管する漁港事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則として土木部が所管する港湾事業及び商工労働水産部が所管する漁港事業の全ての工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

（発注形式）

第4条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

（週休2日の定義）

第5条 本要領における週休2日の定義は下記のとおりとする。

（1）週休2日対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

1）通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

1）夏季休暇3日間及び年末年始6日間

2）工場製作のみを実施している期間

3）工事の全部を一時中止している期間

4）発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

（3）4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める

ものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(実施手続)

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1－1参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。

2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、通期の4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表1、2に示す補正係数を乗じるものとする。

通期の週休2日適用工事（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費】 1. 0 2 【現場管理費】 1. 0 3

・ 港湾・漁港事業であっても、臨港道路、橋梁に関する工事は、「週休2日」試行工事実施要領〔一般土木工事編〕を適用する

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は、受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、工事成績評定実施要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位の4週8休（※）以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。（別紙1－2を用いて判定）

※ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日／28

日)の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(留意事項)

第9条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

参 考

[港湾・漁港事業]

	現場閉所状況
	通期の週休2日
労務費	1. 0 2
共通仮設費	1. 0 2
現場管理費	1. 0 3

別 表 1

市場単価補正係数 [港湾・漁港事業]

名称	区分	補正係数
		通期
底面工		1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	（ポンプ車打設）	1.02
	（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）		1.02
防砂目地板取付工（水中施工）		1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.01
ペトロラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）		1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）		1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
	（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作	型枠工	1.02
	コンクリート打設工	1.02

別 表 1

市場単価補正係数 [港湾・漁港事業]

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路附属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01
道路植栽工		1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルーピング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01

別 表 2

土木工事標準単価[港湾・漁港編]

名称	区分	補正係数
		通期
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型F R Pシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
F R P製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02

休日取得計画実績表（港湾・漁港事業）

工事名 : ○工事
工事着手日 : 令和7年4月1日
工事完成届出日(予定) : 令和7年8月1日

	対象期間	閉所日数	閉所率
計画	123	0	0.0%
実績	123	0	0.0%

工事期間 : 123日間

通期の4週8休

未達成

[illegible]

1	
土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	28
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	0.0%
達成	NG

[illegible]

2	
土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	28
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	0.0%
達成	NG

[illegible]

3	
土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	28
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	0.0%
達成	NG

[illegible]

4	
土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	28
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	0.0%
達成	NG

[illegible]

5	
土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	11
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	0.0%
達成	NG

[illegible]

土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	0
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	#####
達成	

[illegible]

土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	0
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	####
達成	

[illegible]

土・日	8
夏季・年末年始休暇	0
対象期間	0
計画日数	0
閉所日数	0
閉所率	####
達成	

通期達成状況	未達成
月単位達成状況	未達成

[illegible]

「週休 2 日」 試行工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休 2 日」 試行工事

を なおしています



かごしま未来応援隊！

(愛称：KM0「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

道路改築工事 (〇〇〇〇R〇-〇工区)

発注者	鹿児島県〇〇地域振興局
	建設部〇〇〇〇課
	電話 099-***-****
施工者	〇〇〇〇〇建設株式会社
	電話 099-***-****

「週休 2 日」試行工事実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	積算	—	通期の 4 週 8 休以上を達成した場合の 補正係数を各経費に乗じた上で 予定価格を 作成 【実施要領第 7 条関係】
	特記仕様書	—	対象工事である旨を 明示 【実施要領第 4 条関係】
↓			
契約後	実施手続き	施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 1 項関係】	受理
↓			
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休 2 日」試行工事である旨を 明示 【実施要領第 6 条第 2 項関係】	確認
	現場閉所の 確認	月 1 回程度を目安とし、現場閉所を確 認できる資料等について受注者に 提示 し、現場閉所の状況を 確認 を受ける。 【実施要領第 6 条第 3 項関係】	確認
	実施報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を 提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	実施の結果、通期の 4 週 8 休に満た ない場合は補正分を減額変更。
↓			
完成時	実施報告②	工事完了後に <u>最終の休日の取得実績を記載した</u> 「休日取得計画実績表」を 提出 【実施要領第 6 条第 4 項関係】	現場閉所を確認できる資料等 により取得実績を 確認 【実施要領第 6 条第 4 項関係】
↓			
完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休 2 日に取り組 む姿勢が見られなかった場合につい ては、点数を減ずる。 対象期間において、月単位の週休 2 日 達成時は、加点評価。 【実施要領第 8 条関係】

** 「週休2日」工事実施要領の改定概要について **

週休2日の概要

港湾・漁港工事〔令和7年8月～〕
・ 通期の4週8休（変更無し）

項 目	改定前（～R6.8）	改定後（R7.8～）
種別	港湾・漁港工事編	
発注方式	発注者指定型 （通期）	発注者指定型 （通期）
週休2日の 取得確認	○通期の4週8休：28.5%以上	○通期の4週8休：28.5%以上

【工事成績評定】

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は受注者の責により通期の週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、点数を減ずる措置を講ずる。

また、対象期間において、**月単位の週休2日**以上の取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

** 週休2日の補正係数 **

工事費の積算

【港 湾・漁 港 工 事】

- ・ 通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成し達成状況により変更
- ・ 通期の4週8休に満たない場合⇒通期の補正係数を除した変更（減額）

※臨港道路、橋梁に関する工事は一般土木を適用する。

	改定前（R6.8～）	改定後（R7.8～）
	通期	通期
港湾・漁港 工事	労 務 費：1.04 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	労 務 費：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03